

愛媛県国民保護計画（概要）

（平成18年3月作成、平成30年7月変更）

第1編 総論

○ 県の責務、計画の位置づけ

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法やその他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

県は、その責務を踏まえ、国民保護法の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

○ 国民保護措置に関する基本方針

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- ⑦ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑧ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- ⑨ 県地域防災計画等の活用

○ 県計画の構成と概要

第1編 総論

県国民保護計画の基本的な考え方や県の現況、計画の対象となる事態の整理

第2編 平素からの備えや予防

組織・体制の整備、避難・救援や要配慮者の支援体制、物資・資材の備蓄方法など

第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態が発生した場合の連絡体制や対処方法 など

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

伊方発電所における武力攻撃原子力災害への備えや予防、通報等の実施体制、応急対策の設定 など

第5編 復旧等

武力攻撃災害の復旧、国民保護措置に要した費用の支弁 など

第6編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処、警報の通知及び伝達 など

○ 県国民保護計画が対象とする事態

○ 武力攻撃事態

・ 着上陸侵攻

地理的条件などから本県に対し、直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低い。

・ 航空攻撃

本県への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱う。

・ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行なわれるものと考えられるが、本県においても弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

・ ゲリラや特殊部隊による攻撃

発生する事態は、大規模テロ等の緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱う。

○ 緊急対処事態

都市部や発電所、石油コンビナートなどに対する、航空機などの交通機関を用いた攻撃やサリンなど多数の人を殺傷する特性を持つ物質等による破壊・殺傷等を想定する。

第2編 平素からの備えや予防

○ 組織・体制の整備等

国民保護措置を的確に実施するため、県における組織・体制、関係機関との連携体制、通信の確保、各種情報の収集・提供体制の整備及び研修・訓練について必要な事項を整理

県における組織・体制の整備

- ・ 事態の状況に応じた初動体制と職員
の参集基準等

関係機関との連携体制の整備

- ・ 愛媛県国民保護関係機関連絡会議の活用等

通信の確保

- ・ 情報伝達ルート多重化
- ・ 非常用電源の確保等

医療救護体制の整備

情報収集・提供等の体制整備

研修及び訓練

○ 避難及び救援に関する平素からの備え

○ 県は、避難の指示の際必要となる県の地図、市町別人口、道路・海路・空路網、輸送力、避難施設のリスト等を整備する。また、救援のため、避難施設、備蓄物資のリスト、関係医療機関のリスト等の基礎資料を準備する。

○ 離島については、全島民避難を想定し、輸送手段、輸送経路、受入体制等を整備する。

○ 市町と連携して、避難施設を指定し、平素から関係住民に周知する。

- ・ 一時的な避難場所として堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮
- ・ 車両による物資供給や避難が容易な場所の施設を指定するよう配慮 など

○ 市町は、高齢者等要配慮者等に配慮しながら避難実施要領を作成する。

○ 要配慮者支援に関する平素からの備え

○ 県は、武力攻撃事態等における要配慮者の安全を確保するため、平素から、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制や避難誘導等の体制の整備を図る。男女のニーズの違いなど男女双方の視点にも十分配慮する。

- ・ 要配慮者の安否確認や必要な支援内容の把握
- ・ 生活支援のための人材確保

○ 市町は、町内会等の範囲毎に要配慮者の実態把握に努める。

○ 生活関連等施設の把握等

○ 県は、県内に所在する発電所等の生活関連等施設を把握、整理し、施設の管理者に、安全確保の留意点を周知する。

- ・ 生活関連等施設の把握
- ・ 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供
- ・ 管理者に対する安全確保の留意点の通知、助言 など

○ また、県管理の公共施設等について、必要に応じ、警戒等の措置を実施する。

- ・ 市町管理の公共施設も、県の措置に準じて警戒を実施

○ 物資及び資材の備蓄、整備

- 住民の避難等に必要な物資や資材は、原則として、防災用と相互に兼ねることとし、武力攻撃事態等において特に必要な物資及び資材を、国と連携して整備に努める。
 - ・住民の避難、救援に必要な物資等
食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント等
 - ・武力攻撃事態等において、特に必要となる物資等
天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、安定ヨウ素剤、除染器具等

○ 国民保護に関する啓発

- 県は、国民保護措置について、国や市町と連携して、広報紙やテレビ等を活用し、継続的に県民への啓発を行うほか、県民向けの講座等も実施する。
- 不審物を発見した場合の通報やテロ発生時の対処など、県民が取るべき行動等の周知に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

○ 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- 県は、武力攻撃事態等である可能性のある事案の発生を把握した場合は、必要に応じ国民保護担当職員を参集させ、直ちに警戒体制をとる。
- 知事は、必要であると判断した場合や本県において事案は発生していないものの、国において武力攻撃事態等の認定が行なわれた場合、「緊急事態連絡室」を設置する。
 - ・連絡室長：知事、参集室員：副知事、出納長、教育長、公営企業管理者、県警本部長、関係部長等
- 緊急事態連絡室では、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置のための情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
 - ・県警察、消防、海上保安部署、自衛隊等を通じた情報収集
 - ・国、市町、指定地方公共機関等への迅速な情報提供
- 市町が事案を把握した場合は、県に準じた対応をとる。

○ 県対策本部の設置

- 県は、内閣総理大臣から、県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部及び各地方局に支部を設置する。県の各部局は、県対策本部における決定内容等を踏まえ、措置を実施する。なお、対策本部を設置した場合、直ちに緊急事態連絡室を廃止する。
 - ・対策本部長：知事、副本部長：副知事
- 必要に応じ、県現地対策本部を設置する。
- 県対策本部長の権限
 - ・県内の国民保護措置に関する総合調整
 - ・国の対策本部長に対する総合調整の要請
 - ・指定行政機関や指定公共機関、防衛庁職員の県対策本部会議への出席要請
 - ・関係機関に対する国民保護措置の実施状況についての報告、資料の提供要請 など

○ 関係機関相互の連携

- 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他県、市町、指定公共機関等と相互に連携する。
 - ・指定行政機関等に対する措置の要請及び職員の派遣要請
 - ・避難住民の誘導や救援、応急復旧に関する自衛隊の派遣要請
 - ・他県等に対する応援の要求、事務の委託
 - ・指定公共機関等への措置要請
- 県は、他の都道府県や市町等から応援の求めがあった場合は、必要な応援を行う。
- 県は、安全の確保に十分配慮したうえで、住民に協力を要請する。
 - ・消火、救助、負傷者の搬送等
 - ・避難住民の誘導
 - ・避難住民等の救援

○ 警報及び避難の指示等

- 知事は、国の対策本部長による警報が通知された場合、直ちに、その内容を市町長や指定地方公共機関等に通知する。
 - ・市町長は、国が定めたサイレンを防災行政無線等で住民等に伝達
 - ・放送事業者は、自ら定める国民保護業務計画により、速やかに放送
 - ・県は、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターを使用し、住民等に伝達
- 知事は、武力攻撃災害による住民の生命等に対する危険を防止するため、緊急に必要な場合、速やかに緊急通報を発令する。
- 国の対策本部長から避難措置の指示を受けた場合、知事は、直ちに、その内容を市町長に通知するとともに、避難先や避難の時期、経路、輸送手段等を総合的に判断し、要避難地域の住民に避難の指示を行う。
 - ・避難措置の指示の内容（避難が必要な地域、避難先となる地域、関係機関が講ずべき措置の概要）
 - ・避難施設等までの交通手段は、徒歩又は公共交通機関の利用が原則
- 避難に際しての留意点
 - ・都市部、離島、半島、中山間地域における避難
 - ・武力攻撃事態等の類型（ゲリラや特殊部隊による攻撃、NBC攻撃、弾道ミサイル攻撃等、着上陸侵攻）に応じた避難
- 知事は、市町長の避難誘導状況を把握し、必要に応じ食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行う。

○ 救 援

- 知事は、国の対策本部長から指示を受けたとき、また、自らの判断で、市町との役割分担のもと、救援の措置を行う。
 - ・収容施設の供与
 - ・食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
 - ・医療の提供及び助産
 - ・被災者の捜索及び救出
 - ・埋葬及び火葬
 - ・電話その他の通信設備の提供
 - ・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - ・学用品の給与 など
- 災害派遣医療チーム（DMAT）の活用や「災害時における医療救護活動要領」による応急治療を実施する。

○ 安否情報の収集・提供

- 県は、避難所のほか、医療機関や県警察等から安否情報の収集を行う。
- また、県は、市町からの報告及び自ら収集した安否情報の正確性の確保に努める。
- 安否情報は個人情報であることを考慮し、その取扱いに十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

○ 武力攻撃災害への対処

- 県は生活関連等施設の安全確保のため、関係機関と連絡を密にし、施設管理者に対する必要な措置や県公安委員会・海上保安部長等に対する立入制限区域の指定を要請。
- 知事は、NBC攻撃が行われた場合は、現場及びその影響が予想される地域住民に対して、自らの判断で緊急通報を発令するとともに、必要に応じて、退避の指示や警戒区域の設定を行う。
- また、汚染原因に応じて、国と連携し、飲食物等の移動禁止や生活用水の給水制限等の汚染の拡大防止措置のほか消毒や除染等を行う。
 - ・退避の指示を広報車等により速やかに住民に伝達
 - ・退避を要する地域の市町長、関係機関に速やかに通知
 - ・県警察は、交通規制など必要な措置を実施

○ 被災情報の収集及び報告

- 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、市町や指定地方公共機関等の協力を得て、武力攻撃災害の被災情報を収集し、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。
- 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び管区警察局に速やかに報告する。
 - ・収集及び報告の内容（武力攻撃災害が発生した日時及び場所等、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等）

○ 保健衛生の確保その他の措置

- 県は、避難先地域への巡回保健班の派遣や、健康相談等を実施するほか、相談窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全や避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等の措置を行う。
 - ・保健衛生対策、防疫対策、食品衛生確保対策、栄養指導対策
- 県は、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行う。

○ 国民生活の安定に関する措置

- 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定や生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するための措置を行う。
 - ・価格の動向及び需給の状況調査
 - ・物資の保有事業者に対する売渡しの指示 など
- 避難住民等の生活安定のため、必要な措置を講ずる。
 - ・避難先での学習機会の確保、授業料の減免等
 - ・県税の徴収猶予や減免の措置等公的徴収金の減免等
 - ・就労状況の把握と被災地域等の実情に応じた雇用確保 など

○ 交通規制

- 県警察は、武力攻撃事態等において、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

○ 赤十字標章等及び特殊標章の交付及び管理

- 知事は、国の定める基準や手続等に基づき、赤十字標章や特殊標章等を交付し、使用させる
 - 赤十字標章
 - ・救援を行う医療機関、医療関係者
 - ・救援に必要な援助に協力する医療機関、医療関係者
 - 特殊標章
 - ・国民保護措置を行う県職員、県警察職員
 - ・知事や県警察本部長の委託により国民保護措置業務を行う者
 - ・知事や県警察本部長が実施する国民保護措置に協力する者

第4編 伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

○ 基本的な考え方

- 県は、伊方発電所の武力攻撃原子力災害に対して特別な注意を払う必要があることから、伊方発電所に対する平素の備えや予防から事後対策まで、県原子力防災計画に準じた迅速で的確な国民保護措置を実施する。
 - ・対象地域（原子力災害対策重点区域）
PAZ：伊方町 UPZ：伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町

○ 平素からの備えや予防

- 知事は、武力攻撃原子力災害の発生防止のため、特に必要があると認める場合には、伊方発電所長に対し、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について必要な措置を定めるよう要請する。
- また、周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、環境モニタリング資機材等を整備・維持管理する。
- 武力攻撃原子力災害により汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者が発生した場合、実効的な医療活動が実施されるよう、被ばく医療体制を強化する。
 - ・国や重点市町、関係市、原子力事業者、近隣県を含む医療機関等との連携体制の整備
 - ・安定ヨウ素剤等の備蓄
- 住民への原子力災害に関する知識の普及・啓発に努める。

○ 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報及び実施体制の確立

- 伊方発電所長等は、武力攻撃原子力災害の兆候等を発見した事実の報告を受けた場合は、直ちに県、重点市町、関係市、その他関係機関に通報するよう努めるものとする。通報を受けた知事は、直ちに県警察等に連絡する。放射性物質の放出等の通報を受けた場合は、市町長及び指定地方公共機関等にも連絡する。
- 知事は、国の現地対策本部への職員派遣や県現地対策本部の設置を行うほか、国や重点市町等とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織する。
- 放射性物質等の放出等による被害が発生し、または発生するおそれがある場合、知事は、国を通じて原子炉の運転停止を要請するほか、緊急に必要な場合、自ら原子力事業者に対し、原子炉の運転停止の措置を講ずるよう要請する。

○ 武力攻撃原子力災害への対処等

- 国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合、知事及び関係機関は、応急措置を実施する。
 - ・武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する措置
 - ・放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集
 - ・被災者の救難・救助その他保護に関する措置
 - ・食糧、医薬品等の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の措置 など
- 知事は、緊急を要する場合、原子力事業者からの通報内容やモニタリング結果などを勘案し、自らの判断により、緊急通報を発令や退避の指示等の応急措置を講ずる。また、船舶による海路避難も含めた適切な避難措置を行う。
- 県は、重点市町や関係機関等と連携し、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者等に対し、検査、除染、治療等の被ばく医療活動を実施する。

第5編 復 旧 等

○ 応急の復旧

- 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保したうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

○ 武力攻撃災害の復旧

- 県は、国の財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制や国の方針に従って、武力攻撃災害の復旧を実施する。
- 県管理の施設及び設備が被災した場合は、被災の状況等を勘案し、迅速な復旧を行う。

○ 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものは、原則として、国に対し負担金の請求を行う。
- 法に基づいて行った結果生じた損失等は、損失補償、実費弁償、損害補償を行う。

第6編 緊急対処事態への対処

○ 対象とする緊急対処事態及びその対処

- 緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態への対処は、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。